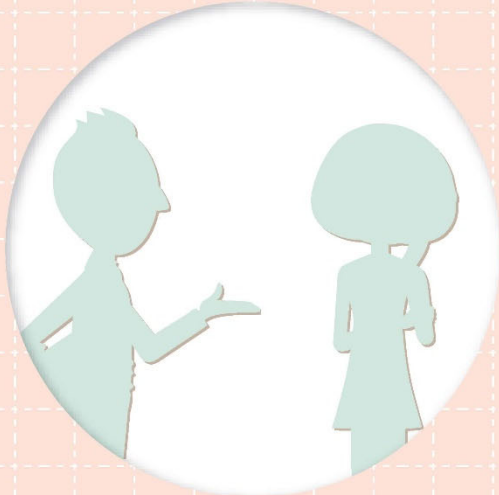


概要版

第三次

名取市男女共同参画計画

ハンド イン ハンド
Hand in Hand 21



令和 2 年 3 月
名 取 市



計画策定の趣旨

男女共同参画社会とは、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらずその個性と能力を十分発揮することのできる社会のことです。

名取市では、平成28年3月に「第2次名取市男女共同参画」を策定し、女性が広く能力を発揮できるような社会の実現に向けた取り組みが進んできています。

平成27年12月には、国において「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて取り組みが進められています。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。

女性活躍の推進は、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要であるという視点を持って、誰もが職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会の構築に向けた取り組みが引き続き求められます。

この度、「第2次名取市男女共同参画」を見直し、上位計画である「名取市第六次長期総合計画」の策定に合わせ「第三次名取市男女共同参画計画」を策定しました。

計画の位置付と期間

「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。

なお、本計画の期間は、令和2年度から令和12年度までの11カ年計画とします。

基本理念

『人と人、ともに輝きともに創る ふるさとなとり』

本市に関わる全ての人々が性別の枠を超えた一人の人として、多様な生き方の実現を目指し、ともに生きていくことができる社会を目指して取り組みを進めます。

また、女性活躍の場を拡充し、その個性と能力を十分発揮することのできる環境づくりを進め、持続可能なまちの実現に向けて、ともに取り組んでいきます。



計画の基本目標と基本施策

基本目標



男女共同参画社会に向けた意識改革

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で市民への啓発等を行い、男女共同参画社会についての意識づくりと啓発や情報提供・学習・教育機会などの充実を図ります。

また、その中で性的マイノリティ（LGBT等）への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成していきます。

基本施策（1）男女共同参画社会を確立するための意識づくり

【 施策の方向 】

- ①男女共同参画意識の醸成
- ②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供
- ③世代間の理解の促進
- ④性的マイノリティ（LGBT等）への理解促進

基本施策（2）男女共同参画の視点に立った教育の推進

【 施策の方向 】

- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
- ④科学技術・学術における女性の人材育成





女性が活躍できる環境づくり(女性活躍推進計画)

男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

基本施策（１）男女がともに働きやすい環境づくり

【 施策の方向 】

- ①女性の就労条件整備
- ②仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援
- ③自営業・家族経営における男女共同参画



基本施策（２）多様な労働形態の条件整備

【 施策の方向 】

- ①女性の就業に対する支援
- ②女性の再就職に対する支援の充実
- ③安心して働ける雇用環境や待遇の確保
- ④ひとり親家庭の就業の支援



ママインターンシップ事業



男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。また、生活を取り巻く様々な困難に直面する人々が、その人権が尊重され安心して自立した生活が送れる社会づくりに向けた取り組みを推進していきます。

基本施策（１）生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

【 施策の方向 】

- ①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透
- ②心身の健康保持のための環境整備

基本施策（２）男女の人権侵害に当たる暴力の根絶（DV防止基本計画）

【 施策の方向 】

- ①暴力を許さない社会の形成
- ②総合的相談体制と被害者への支援体制の整備
- ③公的メディアにおける人権侵害の防止
- ④様々なハラスメント防止対策の推進
- ⑤若年層へのデートDV等の防止

基本施策（３）様々な困難を抱える人への支援

【 施策の方向 】

- ①高齢者・障がい者等に対する福祉の充実
- ②高齢者・障がい者等の社会参画の促進
- ③ひとり親家庭、生活困窮世帯などの
生活安定と自立支援



男女共同参画推進委員会

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し男女共同参画の視点に立った社会づくりを進めます。

基本施策（１）女性の登用促進

【 施策の方向 】

- ①審議会等への女性の登用促進
- ②企業や団体等における女性の登用促進
- ③市管理職への女性の登用推進とそのための環境整備

基本施策（２）女性の人材育成の推進

【 施策の方向 】

- ①人材育成と情報の提供
- ②団体等の活動支援
- ③女性の交流拠点となる機能の整備



平成30年度 なとり市民のつどい



基本目標

V

家庭生活における男女共同参画の促進

男女共同参画の推進の基礎は家庭です。家庭内で男女がともに協力しながら家事や子育てを分担することができるよう、男女の意識の向上と男性が積極的に家事・子育て・介護に参加するための取り組みを進めます。

基本施策（１）男女がともに家庭責任を担える環境づくり

【 施策の方向 】

- ①家庭生活への男女共同参画の促進

基本施策（２）子どもを安心して生み育てられる環境づくり

【 施策の方向 】

- ①子育て環境の整備
- ②子育て支援体制の整備

基本施策（３）介護を社会的に支える環境づくり

【 施策の方向 】

- ①介護支援体制の充実



基本目標

VI

地域における男女共同参画の促進

男女がともに豊かに暮らせる魅力ある地域社会を形成するため、PTA、自治会・町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場へ多様な年代の男女が主体的に参画する取り組みを進めます。これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。

基本施策（１）男女がともに地域社会活動に参画する環境づくり

【 施策の方向 】

- ①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の促進

基本施策（２）国際的な男女共同参画の理解

【 施策の方向 】

- ①国際的な男女共同参画の理解と交流活動の推進
- ②多文化共生の理解促進



防災及び災害時における男女共同参画の促進

地震や台風など防災及び災害時における対応において、あらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた災害時における避難所の供給体制の整備など、今後の防災施策において女性の意見及び考えを反映できる体制づくりを図っていきます。

基本施策（１）男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

【 施策の方向 】

- ①防災活動における男女共同参画の促進
- ②女性の視点を取り入れた災害時対策の促進

～計画書に記載されている“男女共同参画計画”に関する用語～

LGBT

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることとして用いられる。

デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

DV（ドメスティック・バイオレンス）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振られる暴力のこと。暴力には、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年のカイロの国連会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むか等について選択し、自ら決定する権利。

ポジティブ・アクション

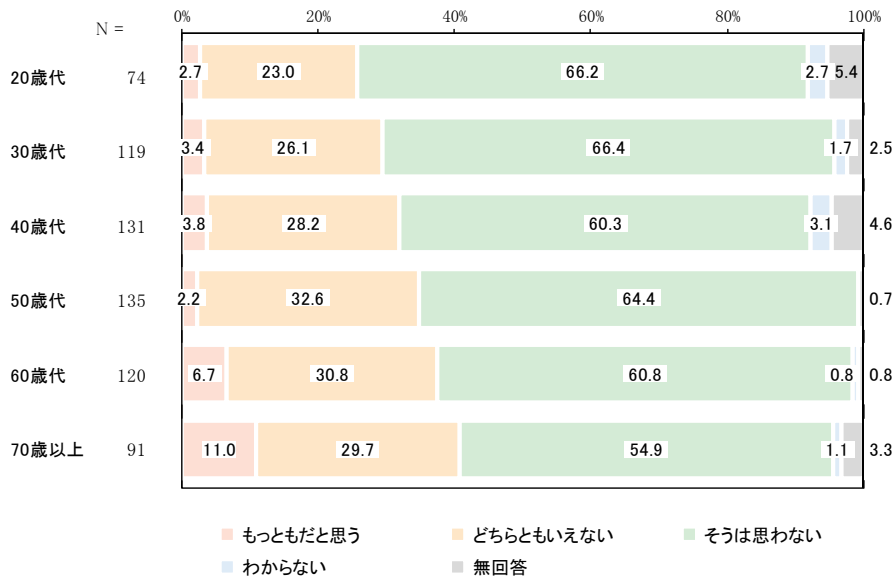
男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

名取市の現状

固定的性別役割分担意識

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は若い年代ほど低くなっており、幼少期からの男女平等教育を推進していくことの重要性がうかがえます。

「男は仕事、女は家庭」という考え方

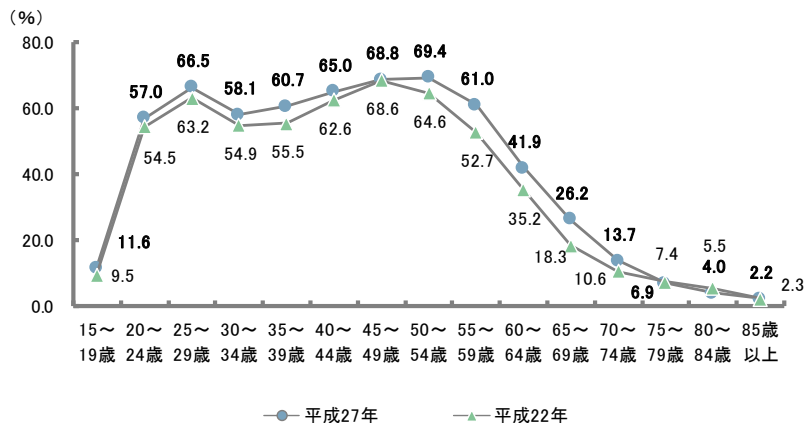


資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

就業状況

女性の年齢別労働力率は年々上昇し共働き家庭が増えています。しかし一方で、育児やしつけ・家庭教育において妻が中心に担っている割合が増えている現状も見られます。

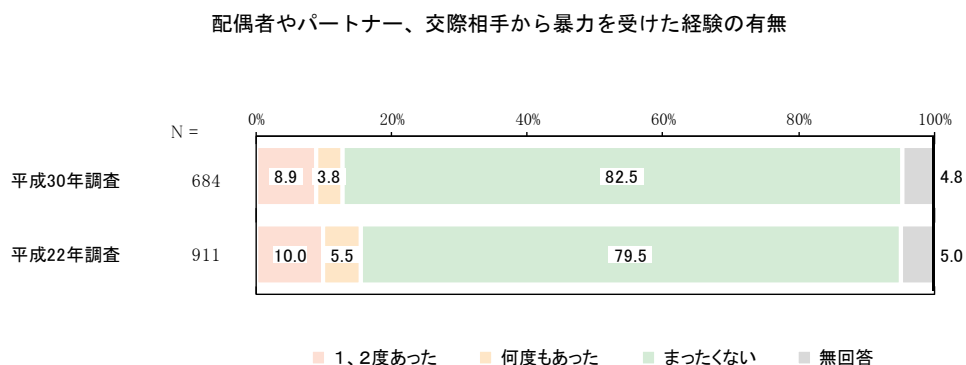
女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

暴力被害の状況・相談先

配偶者やパートナーから身体的暴行や心理的攻撃や性的強要を受けたことがある市民が約1割となっています。



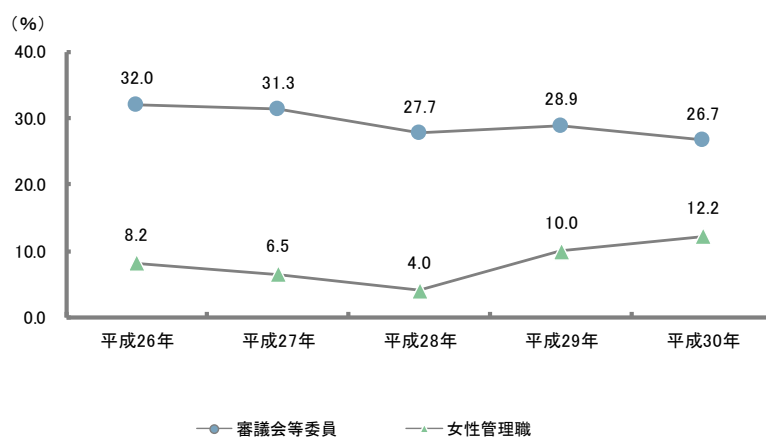
資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

審議会等への登用率

本市における法律や市の条例等により設置されている委員会や審議会等における女性の参画割合は26.7%（平成30年4月1日現在）と減少傾向にあり、市における管理職では女性の割合は12.2%（平成30年4月1日現在）となっていることから、女性の積極的登用などが課題となります。

※管理職：部長級、課長級の職員

審議会等委員（委員会及び審議会等）及び市管理職への女性の登用率



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

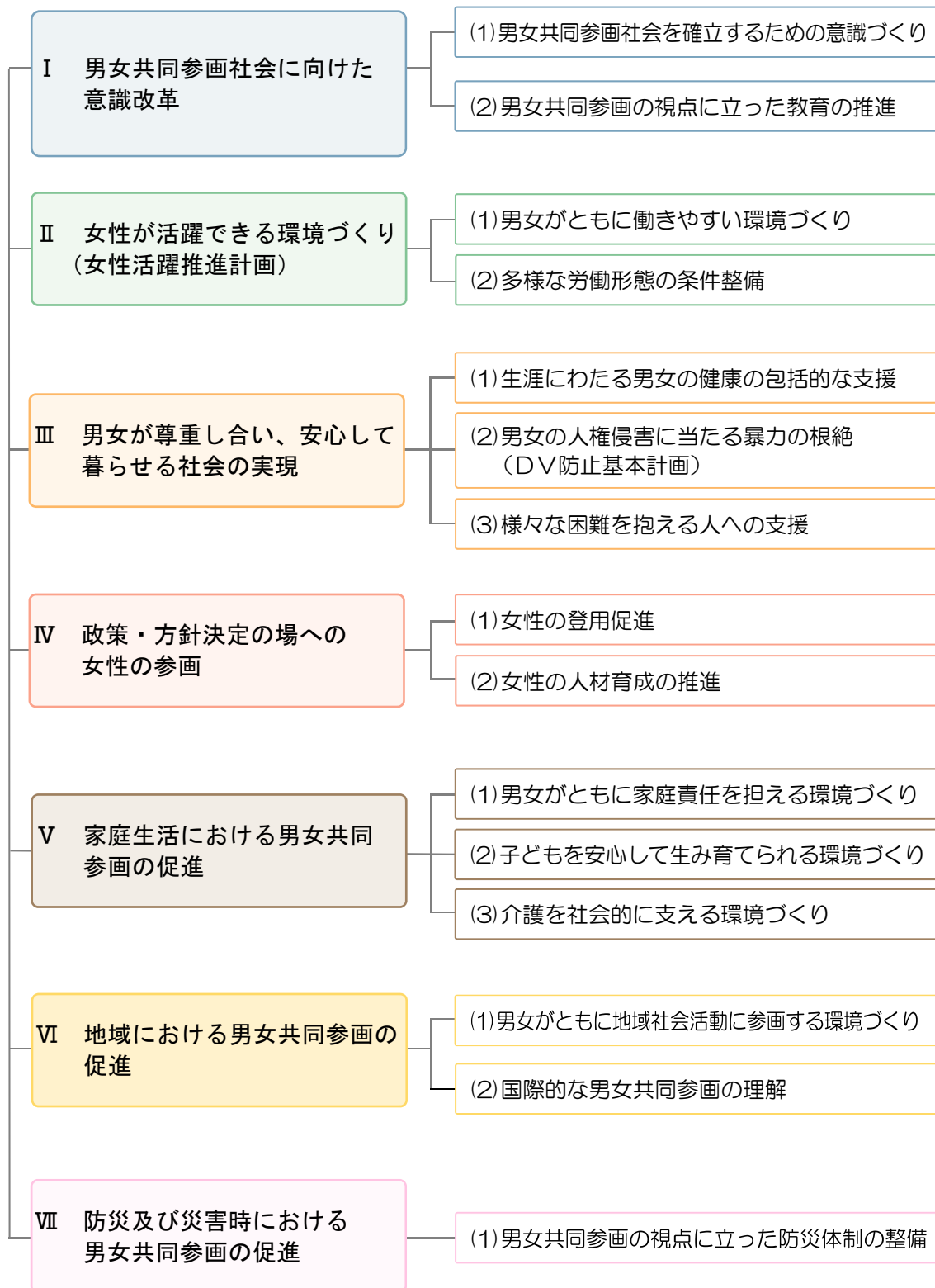
計画の体系

基本理念

人と人、ともに輝きともに創る
ふるさととなり

基本目標

基本施策



ハンド イン ハンド

Hand in Hand 21

21世紀はジェンダーによる固定的な役割分担意識やそれを反映した社会慣行は改めなければなりません。

男女が手をたずさえ協力し合ってはじめて、男性も女性も一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会が実現すると考え、「ハンドインハンド21」と名付けました。

～市民からの公募による～

第三次名取市男女共同参画計画 概要版

令和2年3月

発行 名取市総務部男女共同・市民参画推進室

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田 80 番地

T E L 022-724-7146 / F A X 022-384-9030